（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	**別表第一**（第三条関係）
［略］	［同上］
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	第二十一条第四項	第二十一条第三項
［略］	［同上］
保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	第五十二条の二十二第五項	第五十二条の二十二第三項
［略］	［同上］
信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）	第三十九条第五項	第三十九条第三項
［略］	［同上］
別表第二（第四条関係）	**別表第二**（第四条関係）
［略］	［同上］
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十一条第四項	第二十一条第三項
［略］	［同上］
信託業法施行規則	第三十九条第五項	第三十九条第三項
［略］	［同上］
別表第三（第五条関係）	**別表第三**（第五条関係）
［略］	［同上］
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十一条第四項	第二十一条第三項
［略］	［同上］
保険業法施行規則	第五十二条の二十二第五項	第五十二条の二十二第三項
［略］	［同上］
信託業法施行規則	第三十九条第五項	第三十九条第三項
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。